

水産庁直轄工事における休日確保方針（試行）（改定）

1. 実施方針

- ・ 「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）の趣旨を踏まえ、建設現場における休日確保の取り組みを推進する。
- ・ 工事期間内に休日確保する工事については、当面の間、労務単価、共通仮設費率及び現場管理費率の補正を行う。
- ・ 当該方針（試行）（改定）は、令和 7 年 4 月 1 日以降に公告する工事から適用するものとする。

2. 直轄工事における休日確保方針（4 週 8 休）の試行

- ・ 水産庁が実施する直轄工事においては、契約後に休日確保計画（4 週 8 休）の提出を求め、計画どおりに施工されることを前提に予定価格算定において労務費等の補正分を乗じることとし、受注者が労働者等の休日確保に取り組むものとする。
- ・ 当該方針（試行）の工事に係る入札公告・入札説明書への記載例を以下に記す。

○ 本工事は、契約後に提出する休日確保計画（4 週 8 休）に基づき施工することを前提に、予定価格に労務費等の補正を行う試行工事である。

- ・ 当該方針（試行）の工事に係る特記仕様書への記載例を以下に記す。

第 1 条 工事概要

本工事は、～～～を実施するものである。

なお、本工事については、以下に示す試行等の対象工事である。

- (1) 本工事は、契約後に提出する休日確保計画（4 週 8 休）に基づき施工することを前提に、本工事の予定価格においては、労務費等に以下の補正係数を乗じた補正を行っている。

労務単価の補正係数 1. 0 2

共通仮設費率の補正係数 1. 0 2

現場管理費率の補正係数 1. 0 3

なお、4 週 8 休以上の達成が確認出来なかった場合は、労務費等の補正分を減額変更するものとする。

第〇条 その他

○-○ 休日確保計画

(1) 休日確保計画の履行

受注者は、契約後に提出する休日確保計画（4 週 8 休）に基づき施工するものとし、施工に先立ち、休日確保計画の様式及び履行確認方法について監督職員に確認のうえ作成し、施工計画書に記載しなければならない。

なお、ここでいう「4週8休」の定義は次のとおりとする。

- ① 起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう。
- ② 工事着手日を除いた最初の土曜日又は月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。

(2) 休日確保計画の変更

発注者の事情による設計条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、休日確保計画に基づく施工ができない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、休日確保計画の変更を行い、監督職員に提出するものとする。

(3) 休日確保計画不履行の場合の措置

受注者の責により休日確保計画を履行できない場合は、請負工事成績評定点について3点減点する。

また、請負代金額のうち労務単価等の補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(4) その他

上記(3)の場合を除き、休日確保計画に基づく請負代金額の変更は行わないものとする。

3. 当該方針（試行）の工事における休日の評価

- ・ 「休日」は、「現場閉所単位」を基本とする。なお、工事特性により「現場閉所単位」が困難と判断される場合には、技術者等の「個人単位」で確認することとし、適用する確認方法は、初回の施工条件等確認調整会議において、受発注者協議のうえ決定するものとする。
- ・ 「現場閉所単位」の「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。
- ・ 「個人単位」の「休日」の評価は、一部の例外（下記①、②参照）を除き施工体制台帳に記載された建設会社等の技術者等全員とし、各技術者等の従事期間に対し対象者毎に休日取得状況を確認するものとする。
 - ① 休日取得状況確認対象の例外について
測量等に関わる技術者等、交通誘導員、資材運搬等を行う運送業者等、安全監視船の船員ほか建設業法によらない業者等
 - ② 工事従事期間が連続して1週間程度以内の技術者等については、確認の対象としない。
- ・ 「休日」は、「土曜日」「日曜日」「祝休日」「夏季休暇(土曜日、日曜日、祝休日以外の8月の3日間)」「年末年始休暇(土曜日、日曜日、祝休日を含め6日)」とする。但し、

夏季休暇の取得時期は協議により変更できる。(例 7月～9月の内3日間)

- ・当該方針（試行）の工事においては、「休日の閉所を基本としつつ、やむを得ず休日に工事をした場合でも、適切な代休日を設定し閉所した工事」として、「4週8休」について、労務単価等の費用を補正する。
- ・また、閉所日において、技術者や技能者（建設業法上の下請負契約に該当しない者は除く）が、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会等の開催により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の出勤日について、「4週8休」が確保されていれば、閉所（休日を確保）したものとみなす。

≪4週8休≫

- ・「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう。
- ・工事着手日を除いた最初の土曜日又は月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。

4. 休日の確認方法

(1) 現場閉所単位の確認方法

- ・土曜日又は月曜日の起算について、受発注者調整のうえ初回の施工条件等確認調整会議にて決定する。
- ・受注者は、土曜日から金曜日まで又は月曜日から日曜日を1週間とした「週間工程表」を工事着手日から工事完了日（後片付け含む）までの期間、提出する。
- ・また、「週間工程表」には、前週の閉所の実績及び次週の閉所予定を記載する。
- ・閉所日において、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会の開催等により、少数の出勤者が生じた場合は、「週間工程表」に当該出勤者の氏名、出勤日、代休日を記載する。
- ・監督職員は、週間工程表の前週の実績に記載された閉所日及び休日出勤者の代休の状況に基づき、「4週8休」を確認する。また、確認にあたっては、実績のみを確認するものとし、週間工程表における閉所予定と実績が異なっても差し支えない。
- ・なお、「4週8休」の確認方法の詳細については、別添を参照のこと。

(2) 個人単位の確認方法

- ・土曜日又は月曜日の起算について、受発注者調整のうえ初回の施工条件等確認調整会議にて決定する。
- ・受注者は、「3. 当該方針（試行）の工事における休日の評価」に記載する1期間が完了する毎に速やかに当該工事の技術者等全員の休日取得状況を記した一覧（以下、「一覧」という。）を監督職員に提出する。
- ・「休日」の確認にあたっては、各技術者等が当該工事に従事する期間を予め明らかにし、当該工事に従事する期間を対象に休日の取得状況を確認する。なお、従事する期間が変更となった際は、一覧の提出時に従事期間を修正のうえ提出する。

- ・「休日」の評価は、1 期間の中で最も休日取得できなかった技術者等の結果を採用するものとし、最終的な評価は全工期を通じて最も休日取得できなかった期間の結果を採用する。

5. 積算方法

- ・当初積算時は、以下の各経費に補正係数を乗じて予定価格を作成するものとする。
- ・「4. 休日の確認方法」により4 週8 休以上の達成が確認出来なかった場合は、当初積算時の補正分を減額変更するものとする。

経 費	補正係数
労務単価	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3

※ 市場単価の補正係数については別紙参照

6. その他

- ・当該方針（試行）に記載のない休日の確認方法や代休取得期間の運用については、施工条件等確認調整会議を活用するなど、受発注者協議のうえ、柔軟に対応してかまわない。

7. 留意事項

- ・「休日」は、労働基準法第 35 条第 1 項において「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。」（いわゆる法定休日）と定めているが、当該方針（試行）においては、建設現場における休日確保の取り組みを推進するため、「休日」を『「土曜日」「日曜日」「祝休日」「夏季休暇(土曜日、日曜日、祝休日以外の8月の3日間)」「年末年始休暇(土曜日、日曜日、祝休日を含め6日)』としている。
- ・「起算日」は、労働基準法施行規則第 12 条の 2 第 2 項において「使用者は、法第三十五条第二項の規定により労働者に休日を与える場合には、就業規則その他これに準ずるものにおいて、四日以上の日を有することとする四週間の起算日を明らかにするものとする。」と定めているが、当該方針（試行）においては、工事着手日以降最初の土曜日又は月曜日を起算日としている。
- ・「一週間」は、通達「改正労働基準法について」（昭和 63 年 1 月 1 日基発第 1 号、婦発第 1 号）において「就業規則その他に別段の定めがない限り、日曜日から土曜日までのいわゆる暦週をいうものであること。」と定めているが、当該方針（試行）においては、一週間を土曜日から金曜日又は月曜日から日曜日としている。

(参照条文)

・ 休日

労働基準法(昭和 22 年 4 月 7 日)

第 35 条

- 1 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。
- 2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を与える使用者については適用しない。

・ 起算日

労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)

第 12 条の 2

- 2 使用者は、法第三十五条第二項の規定により労働者に休日を与える場合には、就業規則その他これに準ずるものにおいて、四日以上の日を与えることとする四週間の起算日を明らかにするものとする。

・ 1 週間

改正労働基準法について(昭和 63 年 1 月 1 日基発第 1 号、婦発第 1 号)

都道府県労働基準局長あて労働省労働基準局長、労働省婦人局長通知

1 法定労働時間

(2) 一週間の法定労働時間と一日の法定労働時間

(前文略)

なお、一週間とは、就業規則その他に別段の定めがない限り、日曜日から土曜日までのいわゆる暦週をいうものであること。また、一日とは、午前〇時から午後一二時までのいわゆる暦日をいうものであり、継続勤務が二暦日にわたる場合には、たとえ暦日を異にする場合でも一勤務として取り扱い、当該勤務は始業時刻の属する日の労働として、当該日の「一日」の労働とするものであること。

(参考)

- ・ 一般的に実施されている「完全週休 2 日制」「週休 2 日制」の定義と当該方針(試行)で定義した「4 週 8 休」とでは、定義が異なることに留意する。

(一般的に実施されている「完全週休 2 日制」等の定義)

「完全週休 2 日制」

- ・ 1 年を通して、毎週 2 日の休日となる。例えば毎週の土曜日と日曜日、水曜日と日曜日が必ず休みになる。休日の曜日は固定されない。

「完全週休 2 日制(土・日)」

- ・ 毎週の土曜と日曜が必ず休みになる。祝日は休日に含まれない。

「完全週休 2 日制(土・日)、祝日」

- ・ 毎週の土曜日と日曜日と祝日が必ず休みになる。

「週休 2 日制」

- ・ 1 ヶ月間に 2 日の休みがある週が 1 回以上ある。

水産庁直轄工事における休日確保方針（試行）（改定）
市場単価の補正係数

市場単価工種		補正係数
1	底面工	1.01
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3	支保工	1.02
4	足場工	1.01
5	鉄筋工	1.02
6	吊鉄筋工	1.02
7	型枠工	1.02
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.02
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.02
9	止水板工	1.02
10	上蓋工	1.02
11	伸縮目地工	1.01
12	係船柱取付	1.02
13	防舷材取付	1.02
14	車止・縁金物取付	1.02
15	係船柱撤去	1.02
16	防舷材撤去	1.02
17	車止撤去	1.02
18	電気防食取付	1.02
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02
20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.02
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02
22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.01
23	ペトロラタム被覆	1.02
24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.02
25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02
26	かき落とし工	1.02
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.01
29	灯浮標設置・撤去	1.01
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.02
31	異形ブロック製作 型枠工	1.02
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
	異形ブロック製作 給熱養生	1.01